平成２１年（フ）第１０４０号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目１番11号エストレラボアール７―303、前住所大阪府泉佐野市南中安松1470番地の６
債務者　日根野谷みゆき
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０４２号
大阪府岸和田市藤井町３丁目５番11号
債務者　瀧野　武彦
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０４５号
大阪府貝塚市澤16番地１マスターズエル二色の浜705号
債務者　林田　正美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０４８号
大阪府和泉市伯太町３―４―10―２号室、住民票上の住所大阪府東大阪市金岡４丁目１番35号サニーヴィラ302号
債務者　関　　信子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０５２号
大阪府岸和田市小松里町2291番地
債務者　田口　義男
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
福岡県大牟田市沖田町442番地３　リバーサイド沖田202号
債務者　渡辺　　愛
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１２６号
福岡県大牟田市千代町13番地10　千代白金アパート203号
債務者　江頭　勝己
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１２８号
福岡県大牟田市大字歴木85番地23　高泉県営住宅400棟414号
債務者　大田　律子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第５６１号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1093番地５―502号
債務者　伊東　祐絵
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
宮崎県日向市大字細島742番地
債務者　水戸　　輝
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第５７号
福井県敦賀市桜ケ丘町17番１―504号
債務者　山本　和男
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第６１号
福井県敦賀市櫛林28号４番地の２
債務者　荒谷まさみ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第２１７号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区５棟311号
債務者　菅原　孝志
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１０１号
千葉県習志野市谷津３丁目１番47―101号
債務者　新井一男こと　金　　一男
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１２５号
千葉県船橋市薬円台４丁目10番６棟305号
債務者　勝部　邦彦
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３１号
千葉県市川市新田５丁目15番４号　カジノコーポ102号
債務者　梶野　正忠
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３６号
千葉県市川市宮久保１丁目23番２号
債務者　大藪　利之
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係